



年金を受給されている方の現状確認の方法が変わります

住民基本台帳ネットワークの活用で「現況届」が原則廃止されます

年1回、誕生日に年金を受けるための権利があるかを確認するために「現況届のはがき」が送られてきた場合、住所、氏名などを書いて社会保険業務センターに返送していましたが、平成18年12月からは、生存の確認は住民基本台帳ネットワークシステムを活用して行うこととなり、現況届けを原則として廃止することになりました。

ただし、次のような場合は、現況届けの提出が必要です。

住民基本台帳ネットワークシステムの情報が確認できないため、住民票コードが確認できない方
外国の国籍を有する方
外国に居住している方
現住所と年金証書の住所が違う方

次のような場合は、従来どおりです。

有期認定で障害年金を受けている方で誕生日に現況届と診断書を提出しなければならない方
加算額対象者がいる場合の生計維持関係が必要な方

毎年7月に障害基礎年金を受けている方の現況届けは、従来どおりはがき提出と所得確認が今後も必要ですので間違えないようにして下さい。

現況届についての問い合わせは、
熊本東社会保険事務所国民年金業務課まで
TEL 096-367-2500
又は、阿蘇市役所市民課国民年金係まで
TEL 22-3135

『知らなかつた』
では、損をする！



保険料の免除制度

経済的な理由で、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が全額免除・一部免除できる制度があります。

免除の対象期間は7月から翌年6月までです
ので早めに申請してください。

なお、免除申請の際、本人、配偶者、世帯主の3名の方の所得の確認を行います。前年所得が基準となります。

<申請の方法>

阿蘇市役所、または各支所の国民年金窓口で申請を受け付けています。
申請に必要な書類は、印鑑、失業者の方は退職したことを確認できる書類です。必要書類は、個人で若干異なりますので、国民年金係22-3135までご確認ください。

	老齢基礎年金を受け取るための資格期間には	受け取る年金額の算定には	障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るときは	後で保険料を納めることは
全額免除	受給資格期間に入ります	全額免除期間は、3分の1が反映されます	保険料を納めたときと同じ扱いになります	10年以内なら加算金を付けて保険料を納めることができます
未納	受給期間には入りません	年金額には、反映されません	年金を受け取れない場合があります	2年を過ぎると納めることができません